

退職金限定

セカンドライフ 定期貯金 2018

長年の勤務お疲れ様でした！
その退職金、
有効に貯金しておきませんか？



期間：平成30年4月2日から平成31年3月29日まで

※預入にあたり「退職所得の源泉徴収票」等、退職金であることが確認できる資料の提出が必要となります。

商品概要

【退職金限定】

退職金お受取後2年以内である55歳以上の方

*スーパー定期にて対応

●契約期間/1年(自動継続)

●媒体/証書式・通帳式・総合口座

●預入金額/300万円以上受取金額まで

●対象者/個人の方(組合員および組合員家族)

新たに組合員に加入される方

金利 0.20%

(税引後0.159%)

◎年金受給をすでにJAさいかつにご指定
いただいている方、または年金受給口座の
指定を確認できた方の場合

さらに0.05%プラスで加算後→

0.25%

(税引後0.199%)

組合員募集中

新規組合員加入資格は



JAさいかつ管内にお住まいの方
等でJAさいかつの事業を継続して
ご利用いただける方。
組合員加入には
出資が必要になります。

※お預入後、最初の満期到来時には店頭表示金利に戻ります。

※途中解約される場合には、当組合所定の期限前解約利率を適用いたします。

※ATMでのお取扱いは対象外です。

「JAとのお取引はこれから」というお客様もお気軽にどうぞ。



彦成北支店 ☎048-958-1101 東和支店 ☎048-955-5321 吉川支店 ☎048-982-0030

彦成南支店 ☎048-952-5111 八潮八條支店 ☎048-996-2101 旭支店 ☎048-991-2157

三郷支店 ☎048-952-2131 潮止支店 ☎048-996-9121 三輪野江支店 ☎048-982-0156

早稲田支店 ☎048-957-2001 松伏支店 ☎048-991-4431

<http://www.ja-saikatsu.or.jp/>

商品概要説明書

(平成 30 年 4 月 2 日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	「スーパー定期」＜単利型＞ (愛称：JA さいかつ退職金限定定期貯金「セカンドライフ 2018」)
2. 販売対象	・原則退職金お受取後 2 年以内の 55 歳以上の個人の方 ・組合員に限る（正・准組合員および正・准組合員家族）
3. 募集期間・額	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日（総額 10 億円で販売終了）
4. 受入期間・媒体	・定型方式 1 年（自動継続）（証書式・通帳式・総合口座） （預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。）
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・300 万円以上受取金額の範囲まで ・1 円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	・約定利率 0.20% ・本定期預入契約時点において当 JA に年金受給口座の契約がある、もしくは裁定手続および 機関変更手続により当 JA への年金指定が確認できた場合は約定利率 0.25% ・約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継 続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税 ・基準金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。本商品の金利については、窓口にお問 合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約 事項	・「スーパー定期」＜単利型＞1,000 万円未満は元本 350 万円を限度としてマル優（障害者等を 対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算し た利息とともに払い戻します。 * 預入日の 1 か月後の応答日から預入日の 1 年後の応答日の前日までの日を満期日とした場合 ・6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通貯金利率 ・6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
11. 貯金（預金） 保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に 規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サー ビスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円と その利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置 および紛争解決措 置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または 金融共済部（電話：048-952-2105）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等 に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県 JA バンク相談所 （電話：048-823-7231）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組 合金融共済部または埼玉県 JA バンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JA バンク相談所を通じてのご利用となります。 上記埼玉県 JA バンク相談所にお申し出ください。）
12. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。